

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 24 日（火）第3095号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（保健医療福祉課取扱い） 1
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（※）
（建築課取扱い） 2
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（会計課取扱い） 2

告 示

- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
（水産振興課取扱い） 4
- 肥料の登録の有効期間の更新
（食の安全推進課取扱い） 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分
（農地整備課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（3件）
（道路維持課取扱い） 4
- 道路の供用の開始（3件）
（道路維持課取扱い） 5
- 水門及び水路とかんがい用施設との兼用工作物管理協定の締結
（河川課取扱い） 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（4件）
（砂防課取扱い） 7
- 土砂災害警戒区域の指定（3件）
（砂防課取扱い） 10
- 土砂災害特別警戒区域の指定（3件）
（砂防課取扱い） 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 15

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則（※）
（教職員課取扱い） 15
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（教職員課取扱い） 16

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員選挙における選挙人名簿登録の期日、期間等（選挙管理委員会取扱い） 17
- 鹿児島県議会議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日
（選挙管理委員会取扱い） 17

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示
（生活安全企画課取扱い） 17

規 則

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 5 号

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項中「集団給食施設」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第 1 項に規定する特定給食施設において給食の業務」に、「400」を「410」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 4 の項の改正規定（「400」を「410」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 6 号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成13年鹿児島県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「宅地建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に、「宅地建物取引主任者資格試験受験願書」を「宅地建物取引士資格試験受験願書」に改め、同条第 1 号中「第10条の 4 第 1 項の講習修了者証」を「第10条の 5 第 6 号の登録講習修了者証明書」に改める。

第 9 条中「第15条第 1 項」を「第31条の 3 第 1 項」に改める。

別記第 1 号様式中 「取引主任者登録番号」を「宅地建物取引士登録番号」に、「の取引主任者」

を「の宅地建物取引士」に改め、同様式注中「取引主任者登録番号」を「宅地建物取引士登録番号」に改める。

別記第 2 号様式中「宅地建物取引主任者資格試験受験願書」を「宅地建物取引士資格試験受験願書」に、「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に、「宅地

建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に改め、同様式注 2(1)中「指定講習修了者」を「登録講習修了者」に、「第10条の 4 第 1 項の講習修了者証」を「第10条の 5 第 6 号の登録講習修了者証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号及び別記第 2 号様式注 2(1)の改正規定は、公布の日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 7 号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「第一種フロン類回収業者登録申請手数料
第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を

「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料
第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料
指定調査機関指定申請手数料
指定調査機関指定更新申請手数料」に、

「飲食店営業等許可申請手数料」を

「食品衛生管理者養成施設登録申請手数料
食品衛生管理者講習会登録申請手数料」に、

飲食店営業等許可申請手数料	」	
「 と畜検査手数料 歯科技工士国家試験手数料 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	」	を
「 と畜検査手数料	」	に、
「 食鳥処理場の構造又は設備の変更許可申請手数料	」	を
「 食鳥処理場の構造又は設備の変更許可申請手数料 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料 食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料	」	に、
「 証明手数料	」	を
「 証明手数料 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	」	に、
「 肥料等定性分析手数料 肥料等定量分析手数料	」	を
「 飼料等定量分析手数料	」	に、
「 建築物確認申請又は計画通知審査手数料 構造計算適合性判定手数料	」	を
「 建築物確認申請又は計画通知審査手数料	」	に、
「 検査済証交付前建築物等仮使用承認申請手数料	」	を
「 検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料	」	に、
「 宅地建物取引主任者資格試験手数料 宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料 宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料 宅地建物取引主任者証交付申請手数料 宅地建物取引主任者証有効期間更新申請手数料	」	を
「 宅地建物取引士資格試験手数料 宅地建物取引士資格登録簿登録手数料 宅地建物取引士資格登録移転申請手数料 宅地建物取引士証交付申請手数料 宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料 宅地建物取引士証再交付申請手数料	」	に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中

「 建築物確認申請又は計画通知審査手数料 構造計算適合性判定手数料	」	を
--------------------------------------	---	---

「 | 建築物確認申請又は計画通知審査手数料 | 」に、
「 | 検査済証交付前建築物等仮使用承認申請手数料 | 」を
「 | 検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料 | 」に改める部分は、同年 6 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第243号

熊毛郡南種子町島間5787番地 甲山博明及び熊毛郡南種子町島間5674番地 1 船川剛継からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 南種子町島間区域（熊毛郡南種子町島間の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業及び小型定置漁業

鹿児島県告示第244号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1066号	平成33年4月16日	生骨粉	マルナ印3518生骨粉	窒素全量 3.5 りん酸全量18.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	長浜商産株式会社	薩摩郡さつま町宮之城屋地1091番地

鹿児島県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備中種子地区第 1 換地区の換地計画に係る換地処分を、平成27年 3 月 13 日に行った。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南九州市穎娃町郡字瀬平10451番39地先から10451番30地先まで	前	10.0～23.7	79.6
			後	14.2～74.6	79.6
県道	打木谷白沢津線	枕崎市白沢西町504番1地先から456番8地先まで	前	6.1～15.1	150.8
			後	7.4～16.5	150.8

鹿児島県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南九州市穎娃町郡字瀬平10451番39地先から10451番30地先まで	平成27年 3月24日
県道	打木谷白沢津線	枕崎市白沢西町504番1地先から456番8地先まで	

鹿児島県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊集院日吉線	日置市伊集院町郡字新山田82番1地先から同市伊集院町郡字池水流1474番1地先まで	前	10.0～23.0	512.7
			後	10.7～18.1	512.7
	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市広木二丁目4274番3地先から4120番1地先まで	前	8.1～22.3	109.8
			後	13.6～22.3	110.6
郡元鹿児島港線	鹿児島市新栄町185番173地先から247番38地先まで	前	26.2～45.0	179.4	
		後	26.2～45.0	179.4	

鹿児島県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院日吉線	日置市伊集院町郡字池水流1474番1地先から1467番2地先まで	平成27年 3月24日
	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市広木二丁目4274番3地先から4120番1地先まで	
	郡元鹿児島港線	鹿児島市新栄町185番173地先から247番38地先まで	

鹿児島県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	百次木場茶屋線	薩摩川内市川永野町字小奈多平6922番23地先から同市川永野町字川永野6780番2地先まで	前	11.0～58.0	1,170.0
			後	11.0～58.0	1,170.0

鹿児島県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	百次木場茶屋線	薩摩川内市川永野字小奈多平6922番23地先から同市川永野町字川永野6780番2地先まで	平成27年 3月24日

鹿児島県告示第252号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおりかんがい用施設の管理者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備えて縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川 新川水系 新川	仙田水門及び仙田水路	指宿市開聞上野字西木場2059番10地先

- 2 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 南薩土地改良区
 住 所 南九州市穎娃町郡1396番地
 代表者 理事長 東孝一郎
- 3 管理の内容
 平水時における水門及び水路の維持・管理
- 4 管理の期間
 平成27年 3 月 13 日からかんがい用施設の存続する日まで

鹿児島県告示第253号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、昭和62年 5 月 1 日鹿児島県告示第807号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち田上台に係る区域の指定は、廃止する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
田 上 台 地 区	次に掲げる標柱の 1 号から 9 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 9 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1 号 鹿児島市田上台四丁目4400番60 2 号 3 号 4 号 鹿児島市田上町3853番 1 5 号 鹿児島市田上台四丁目4355番 3 6 号 鹿児島市田上町4508番 7 号 鹿児島市田上台四丁目4400番43 8 号 鹿児島市田上台四丁目4400番215 9 号 鹿児島市田上台四丁目4400番59
下伊敷 3 地区	次に掲げる標柱の 6 号から19号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 6 号と19号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 6 号 鹿児島市下伊敷二丁目3195番 1 7 号 鹿児島市下伊敷二丁目3194番 8 号 鹿児島市下伊敷二丁目3193番 9 号 10号 11号 鹿児島市下伊敷二丁目3200番 12号 13号 鹿児島市下伊敷二丁目3201番甲 14号 鹿児島市下伊敷二丁目3204番 15号 鹿児島市下伊敷二丁目3205番 16号 鹿児島市下伊敷二丁目3207番 17号 鹿児島市下伊敷二丁目3225番 1 18号 鹿児島市下伊敷二丁目3209番 1 19号 鹿児島市下伊敷二丁目3197番

鹿児島県告示第254号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、昭和49年11月18日鹿児島県告示第1298号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち下浜地区及び昭和51年1月30日鹿児島県告示第99号の3（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち下浜地区に係る区域の指定は、廃止する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
下 浜 地 区	次に掲げる標柱の1号から30号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と30号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 南さつま市坊津町坊字深浦6915番 1
	2号 南さつま市坊津町坊字深浦6915番
	3号 南さつま市坊津町坊字中坊6945番 3
	4号 南さつま市坊津町坊字野間6815番 4
	5号 南さつま市坊津町坊字野間6827番
	6号 南さつま市坊津町坊字野間6830番
	7号 南さつま市坊津町坊字野間6836番 1
	8号 南さつま市坊津町坊字廣林谷6134番
	9号 南さつま市坊津町坊字廣林谷6136番
	10号 南さつま市坊津町坊字廣林谷6132番 1
	11号 南さつま市坊津町坊字高見5909番 1
	12号 13号 南さつま市坊津町坊字高見5908番
	14号 南さつま市坊津町坊字高見5904番
	15号 16号 南さつま市坊津町坊字高見5901番
	17号 南さつま市坊津町坊字高見5900番 7
	18号 南さつま市坊津町坊字岩尾崎5898番 2
	19号 南さつま市坊津町坊字築地6899番
	20号 南さつま市坊津町坊字野間6841番 1
	21号 南さつま市坊津町坊字野間6840番
	22号 南さつま市坊津町坊字野間6843番
	23号 南さつま市坊津町坊字野間6846番 5
	24号 南さつま市坊津町坊字野間6850番 1
	25号 南さつま市坊津町坊字野間6849番 3
	26号 南さつま市坊津町坊字野間6817番 5
	27号 南さつま市坊津町坊字下濱6858番
	28号 南さつま市坊津町坊字下濱6857番
	29号 南さつま市坊津町坊字下濱6880番
	30号 南さつま市坊津町坊字築地6912番

鹿児島県告示第255号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成24年 3 月 6 日鹿児島県告示第266号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した

急傾斜地崩壊危険区域のうち上植村4地区に係る区域の指定は、廃止する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
大 山 地 区	次に掲げる標柱の1号から5号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と5号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号	標柱の所在地 始良市大山字東村498番1 始良市大山字東村497番2 始良市大山字東村503番 始良市大山字東村501番 始良市大山字東村500番1
上植村4地区	次に掲げる標柱の1号から9号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と9号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号	標柱の所在地 霧島市横川町中ノ字茶円段2873番2 霧島市横川町中ノ字茶円段2864番1 霧島市横川町中ノ字茶円段2869番4 霧島市横川町中ノ字瀬戸田2921番1 霧島市横川町中ノ字茶円段2869番1 霧島市横川町中ノ字茶円段2868番3 霧島市横川町中ノ字茶円段2877番3 霧島市横川町中ノ字茶円段2874番
玄 亀 庵 地 区	次に掲げる標柱の5号と6号を直線で結んだ線、同標柱の5号と9号を直線で結んだ線、同標柱の6号と14号を直線で結んだ線及び同標柱の9号から14号までを順次直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 5号 6号 9号 10号 11号 12号 13号 14号	標柱の所在地 平成7年3月24日鹿児島県告示第538号 （急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち玄亀庵地区の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の5号 既指定区域の標柱の6号 霧島市国分清水字桑ノ宇都1279番 霧島市国分清水字桑ノ宇都1282番 霧島市国分清水三丁目1283番 霧島市国分清水三丁目1290番1 霧島市国分清水字玄亀庵1289番 霧島市国分清水字玄亀庵1295番2

鹿児島県告示第256号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
平 之 3 地 区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標	

柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（垂水市田神字上ノ平添343番1を除く。）	
標柱	標柱の所在地
1号	垂水市田神字河崎68番1
2号	垂水市田神字上ノ平添343番23
3号	垂水市田神字上ノ平添343番26
4号	垂水市市木字上之迫965番4
5号	垂水市田神字上ノ平添343番1
6号	垂水市田神字河崎88番1

鹿児島県告示第257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南種子町	急・苦労田1，急・牛野1，急・水牛1，急・大平1，急・山田1，急・朝日田1，急・小田1，急・小園1，急・前田1，急・無田1，急・長田1，急・長田2，急・向井里宅地1，急・浜田浦1，急・浜田浦2，急・古田1，急・浜田浦3，急・通山1，急・大川1，急・大川田1，急・廣田宅地1，急・廣田宅地2，急・奥濱渡1，急・林1，急・林2，急・地主田1，急・冷水牟田1，急・佐山崎牟田1，急・佐山崎牟田2，急・片板1，急・長小田1，急・中ノ塩屋1及び急・大川田2
土石流	南種子町	土・苦労田1，土・垣所1，土・中ノ塩屋1，土・石ノ本1，土・古樋1，土・古樋2，土・寺ノ前1及び土・中ノ塩屋2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南種子町	急・苦労田1，急・牛野1，急・水牛1，急・大平1，急・山田1，急・朝日田1，急・小田1，急・小園1，急・前田1，急・無田1，急・長田1，急・長田2，急・向井里宅地1，急・浜田浦1，急・浜田浦2，急・古田1，急・浜田浦3，急・通山1，急・大川1，急・大川田1，急・廣田宅地1，急・廣田宅地2，急・奥濱渡1，急・林1，

		急・林2，急・地主田1，急・冷水牟田1，急・佐山崎牟田1，急・佐山崎牟田2，急・片板1，急・長小田1，急・中ノ塩屋1及び急・大川田2
土石流	南種子町	土・垣所1，土・中ノ塩屋1，土・石ノ本1，土・古樋1，土・古樋2，土・寺ノ前1及び土・中ノ塩屋2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	屋久島町	急・湯向1，急・コンボ山1，急・岩崎1，急・下中間1，急・大崎1，急・向へ濱1，急・本村1，急・駒走1，急・湯向2，急・富田原1，急・後迫1，急・濱ノ上1，急・下宇都1，急・上向江1，急・白野1，急・下永久保1，急・淵越道下1，急・里道1，急・里道2，急・濱ノ田1，急・塩屋峯1，急・出立1，急・迫尾呂敷1，急・松山2，急・今江川1，急・川口1，急・西河ノ上1，急・登り1，急・田尻1，急・深川道下1，急・物ヶ峯1，急・火立ヶ峯1，急・深川道下2，急・深川道下3，急・深川道下4，急・牧山1，急・長野1，急・長野2，急・湯穴上1，急・三本松1，急・古城屋敷1，急・古城屋敷2，急・鳥川野道下1，急・吉時1，急・市助木場2，急・クラカケ1，急・火ノ上山1，急・古城屋敷3，急・奥振ノ下1，急・脇ソジ1，急・古城屋敷4，急・濱戸上中道1，急・浜道1，急・中野1，急・中野2，急・小田尾1，急・下渡口1，急・上町1，急・上野1，急・上野2，急・上迫1，急・南吉元1，急・門前1，急・上矢瀬田1，急・門前2，急・唐船石1，急・平山1，急・谷瀬嵐1，急・濱ノ野1，急・中峯1，急・中村1，急・手ノ口1，急・瀧ノ下1，急・松山1，急・瀧ノ下2，急・宇都山1，急・芭蕉山東1，急・芭蕉山西1，急・番屋1，急・西1，急・西道下東1，急・尾田川西1，急・松下1，急・下向1，急・里ノ園1，急・里ノ園2，急・中村2，急・中村3，急・柳峯1，急・芭蕉山入口1，急・奥岳1，急・奥岳2，急・奥岳3，急・奥岳4，急・寺山1，急・梶川1，急・牧野1，急・湯穴1，急・折山1，急・後町1，急・組野1，急・金山下1，急・一理窪1，急・篠山1，急・篠山2，急・一本松1，急・組野2，急・桑野1，急・猫松ノ下1，急・番屋峯1，急・湯穴峯1，急・浜町1，急・磯道下1，急・磯道下2，急・新次山1，急・蛭子之下1，急・上野首1，急・新次山2，急・山子ノ上1，急・新次山3，急・新次山4，急・山子ノ上2，急・龍天1，急・中小牧2，急・上住吉1，急・上住吉2，急・川添ノ

		<p>上1, 急・川添ノ上2, 急・高野1, 急・番屋峯2, 急・旗森1, 急・中渡り1, 急・中渡り2, 急・中渡り3, 急・猫松ノ下2, 急・猫松ノ下3, 急・屋本岳1, 急・下於手良1, 急・向工野1, 急・向工野2, 急・前原1, 急・向工野3, 急・向工野4, 急・向工野5, 急・向工野6, 急・春田1, 急・前原2, 急・蔵灰野1, 急・平野北1, 急・瀬戸ノ上1, 急・二ツ峯1, 急・大峯1, 急・城山1, 急・前原3, 急・山口1, 急・都野下1, 急・横峯1, 急・一ツキノ上1, 急・ナカラセ1, 急・大山ノ上1, 急・大山ノ上2, 急・大山ノ上3, 急・大山ノ上4, 急・大山ノ上5, 急・田子原上1, 急・ナカラセ上1, 急・下町1, 急・小松1, 急・岩屋口1, 急・湯河1, 急・東町1, 急・湯之峯1, 急・仏峯1, 急・湯之道1, 急・駄竹谷1, 急・菖蒲河1, 急・界山1, 急・ナカラセ2, 急・上牛牧1, 急・湯之道2, 急・大森下1, 急・後山1, 急・小島1, 急・下野1, 急・丸山1, 急・荒田1, 急・立石1, 急・天女山1及び急・平内1</p>
土石流	屋久島町	<p>土・川西1, 土・川西2, 土・本村1, 土・向へ濱1, 土・向へ濱2, 土・湯向1, 土・湯向2, 土・川西3, 土・中野2, 土・中野3, 土・鹿1, 土・中野4, 土・下叶1, 土・上叶1, 土・上叶2, 土・新町1, 土・内野1, 土・一ツ開1, 土・土面1, 土・濱中1, 土・土面2, 土・古里ノ下1, 土・川底1, 土・松山1, 土・土面3, 土・深川道下1, 土・旧寺山1, 土・古城屋敷2, 土・平内4, 土・上之段1, 土・宮野1, 土・大平1, 土・大平2, 土・大石1, 土・花石1, 土・中ノ牧1, 土・駄竹河1, 土・北永山1, 土・北満丸1, 土・門前1, 土・谷瀬嵐1, 土・花石2, 土・三本松1, 土・三本松2, 土・中野1, 土・柳峯1, 土・柳峯2, 土・中村1, 土・上村1, 土・上村2, 土・松下1, 土・深浦道1, 土・瀧ノ下1, 土・奥岳1, 土・奥岳2, 土・奥岳3, 土・榊下1, 土・内野2, 土・榊下2, 土・中之川1, 土・中之川2, 土・湯鼻1, 土・下牧野1, 土・屋敷野1, 土・二ツ峯下1, 土・二ツ峯下2, 土・中野上1, 土・湯穴1, 土・曾ノ屋敷1, 土・黒崎下1, 土・黒岩野1, 土・堅木山道1, 土・橋野1, 土・中小牧1, 土・住吉1, 土・上住吉1, 土・柞之木渡上1, 土・柞之木渡上2, 土・城之下1, 土・石ヶ松1, 土・石ヶ松2, 土・龍天1, 土・下リ野1, 土・都野上1, 土・山口1, 土・大森山1, 土・前岳1, 土・平ノ西1, 土・樋ノ口1, 土・小流1, 土・免松下1, 土・米吉野1, 土・ナカラセ1, 土・飯森野1, 土・大山ノ上1, 土・一ツキノ上1, 土・瀬戸ノ中1, 土・樋ノ口2, 土・大森山2, 土・前嶽1, 土・小松1, 土・大石2, 土・萩野上1, 土・笠松1, 土・笠松2, 土・前嶽2, 土・小松2, 土・前嶽3, 土・丸山下1, 土・岩屋口1, 土・中島道上1, 土・中島道上2, 土・中野5, 土・山口2, 土・弓矢河1, 土・湯之道1, 土・加藤次1, 土・大森1及び土・野頭1</p>

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	屋久島町	急・湯向1, 急・コンボ山1, 急・岩崎1, 急・下中間1, 急・大崎1, 急・向へ濱1, 急・本村1, 急・駒走1, 急・湯向2, 急・富田原1, 急・後迫1, 急・濱ノ上1, 急・下宇都1, 急・上向江1, 急・白野1, 急・下永久保1, 急・淵越道下1, 急・里道1, 急・里道2, 急・濱ノ田1, 急・塩屋峯1, 急・出立1, 急・迫尾呂敷1, 急・松山2, 急・今江川1, 急・川口1, 急・西河ノ上1, 急・田尻1, 急・深川道下1, 急・物ヶ峯1, 急・火立ヶ峯1, 急・深川道下2, 急・深川道下3, 急・深川道下4, 急・牧山1, 急・長野1, 急・長野2, 急・湯穴上1, 急・三本松1, 急・古城屋敷1, 急・古城屋敷2, 急・鳥川野道下1, 急・吉時1, 急・市助木場2, 急・クラカケ1, 急・火ノ上山1, 急・古城屋敷3, 急・脇ソジ1, 急・古城屋敷4, 急・浜道1, 急・中野1, 急・中野2, 急・小田尾1, 急・下渡口1, 急・上町1, 急・上野1, 急・上野2, 急・上迫1, 急・南吉元1, 急・門前1, 急・上矢瀬田1, 急・門前2, 急・唐船石1, 急・平山1, 急・谷瀬嵐1, 急・濱ノ野1, 急・中峯1, 急・中村1, 急・手ノ口1, 急・瀧ノ下1, 急・瀧ノ下2, 急・宇都山1, 急・芭蕉山東1, 急・芭蕉山西1, 急・番屋1, 急・西1, 急・西道下東1, 急・尾田川西1, 急・松下1, 急・下向1, 急・里ノ園1, 急・里ノ園2, 急・中村2, 急・中村3, 急・柳峯1, 急・芭蕉山入口1, 急・奥岳1, 急・奥岳2, 急・奥岳3, 急・奥岳4, 急・寺山1, 急・榊川1, 急・牧野1, 急・湯穴1, 急・折山1, 急・後町1, 急・組野1, 急・金山下1, 急・一理窪1, 急・篠山1, 急・篠山2, 急・一本松1, 急・組野2, 急・桑野1, 急・猫松ノ下1, 急・番屋峯1, 急・湯穴峯1, 急・浜町1, 急・礮道下1, 急・礮道下2, 急・新次山1, 急・蛭子之下1, 急・上野首1, 急・新次山2, 急・山子ノ上1, 急・新次山3, 急・新次山4, 急・山子ノ上2, 急・龍天1, 急・中小牧2, 急・上住吉1, 急・上住吉2, 急・川添ノ上1, 急・川添ノ上2, 急・高野1, 急・番屋峯2, 急・旗森1, 急・中渡り1, 急・中渡り2, 急・中渡り3, 急・猫松ノ下2, 急・猫松ノ下3, 急・屋本岳1, 急・下於手良1, 急・向工野1, 急・向工野2, 急・前原1, 急・向工野3, 急・向工野4, 急・向工野5, 急・向工野6, 急・春田1, 急・前原2, 急・蔵灰野1, 急・平野北1, 急・瀬戸ノ上1, 急・二ツ峯1, 急・大峯1, 急・城山1, 急・前原3, 急・山口1, 急・都野下1, 急・横峯1, 急・一ツキノ上1,

		急・ナカラセ 1, 急・大山ノ上 1, 急・大山ノ上 2, 急・大山ノ上 3, 急・大山ノ上 4, 急・大山ノ上 5, 急・田子原上 1, 急・ナカラセ上 1, 急・下町 1, 急・小松 1, 急・岩屋口 1, 急・湯河 1, 急・湯之峯 1, 急・仏峯 1, 急・湯之道 1, 急・駄竹谷 1, 急・菖蒲河 1, 急・界山 1, 急・ナカラセ 2, 急・上牛牧 1, 急・湯之道 2, 急・大森下 1, 急・後山 1, 急・下野 1, 急・丸山 1, 急・荒田 1, 急・立石 1, 急・天女山 1 及び急・平内 1
土石流	屋久島町	土・川西 1, 土・向へ濱 1, 土・向へ濱 2, 土・湯向 1, 土・湯向 2, 土・川西 3, 土・中野 2, 土・中野 3, 土・鹿 1, 土・中野 4, 土・新町 1, 土・内野 1, 土・一ツ開 1, 土・濱中 1, 土・土面 2, 土・古里ノ下 1, 土・松山 1, 土・土面 3, 土・深川道下 1, 土・旧寺山 1, 土・平内 4, 土・上之段 1, 土・宮野 1, 土・大平 1, 土・大平 2, 土・大石 1, 土・花石 1, 土・中ノ牧 1, 土・駄竹河 1, 土・北永山 1, 土・門前 1, 土・谷瀬嵐 1, 土・花石 2, 土・三本松 2, 土・中野 1, 土・柳峯 1, 土・柳峯 2, 土・上村 2, 土・松下 1, 土・瀧ノ下 1, 土・奥岳 1, 土・奥岳 2, 土・奥岳 3, 土・榑下 1, 土・内野 2, 土・榑下 2, 土・中之川 1, 土・中之川 2, 土・湯鼻 1, 土・下牧野 1, 土・屋敷野 1, 土・二ツ峯下 1, 土・二ツ峯下 2, 土・中野上 1, 土・湯穴 1, 土・曾ノ屋敷 1, 土・黒崎下 1, 土・黒岩野 1, 土・堅木山道 1, 土・橋野 1, 土・中小牧 1, 土・住吉 1, 土・上住吉 1, 土・柞之木渡上 1, 土・柞之木渡上 2, 土・城之下 1, 土・石ヶ松 1, 土・石ヶ松 2, 土・龍天 1, 土・下り野 1, 土・都野上 1, 土・山口 1, 土・大森山 1, 土・前岳 1, 土・平ノ西 1, 土・樋ノ口 1, 土・小流 1, 土・免松下 1, 土・米吉野 1, 土・ナカラセ 1, 土・飯森野 1, 土・大山ノ上 1, 土・一ツキノ上 1, 土・瀬戸ノ中 1, 土・樋ノ口 2, 土・大森山 2, 土・前嶽 1, 土・大石 2, 土・萩野上 1, 土・笠松 1, 土・笠松 2, 土・前嶽 2, 土・小松 2, 土・前嶽 3, 土・丸山下 1, 土・中島道上 1, 土・中島道上 2, 土・中野 5, 土・山口 2, 土・弓矢河 1, 土・湯之道 1, 土・加藤次 1, 土・大森 1 及び土・野頭 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・田検 1, 急・田検 2, 急・田検 3, 急・田検 4, 急・田検 5, 急・田検 6, 急・田検 7, 急・湯湾 1, 急・湯湾 2, 急・湯湾 3, 急・湯湾 4, 急・湯湾 5, 急・湯湾 6,

		急・湯湾 7, 急・湯湾 8 及び急・湯湾 9
土石流	宇検村	土・田検 1, 土・田検 2, 土・田検 3, 土・田検 4, 土・湯湾 1, 土・湯湾 2, 土・湯湾 3, 土・湯湾 4, 土・湯湾 5, 土・湯湾 6, 土・湯湾 7, 土・湯湾 8, 土・湯湾 9, 土・湯湾 10, 土・湯湾 11, 土・湯湾 12, 土・湯湾 13, 土・湯湾 14, 土・湯湾 15 及び土・田検 5

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第262号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・田検 1, 急・田検 2, 急・田検 3, 急・田検 4, 急・田検 5, 急・田検 6, 急・田検 7, 急・湯湾 1, 急・湯湾 2, 急・湯湾 3, 急・湯湾 4, 急・湯湾 5, 急・湯湾 6, 急・湯湾 7, 急・湯湾 8 及び急・湯湾 9
土石流	宇検村	土・田検 1, 土・田検 2, 土・田検 3, 土・田検 4, 土・湯湾 2, 土・湯湾 6, 土・湯湾 7, 土・湯湾 8, 土・湯湾 10, 土・湯湾 12, 土・湯湾 13, 土・湯湾 14, 土・湯湾 15 及び土・田検 5

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

始良・伊佐地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年 3 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス剣之宇都太陽の子	霧島市国分剣之宇都町179番1	株式会社心和	霧島市隼人町真孝149番地1	郷原 建樹	平成27年 3月1日	放課後等 デイサー ビス

教育委員会規則

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第1号

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県立学校管理規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改

正する。

第 1 条中「鹿児島県立特別支援学校学則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号）」の次に「，鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）」を加える。

第22条の 2 第 1 項，第22条の 3 第 1 項及び第22条の 4 の 2 第 1 項中「高等学校」を「中学校及び高等学校」に改める。

第22条の 9 第 1 項中「高等学校，」を「中学校，高等学校及び」に改める。

第22条の14の見出しを「（学校栄養職員）」に改め，同条第 1 項を次のように改める。

学校給食を実施する中学校及び特別支援学校には，必要に応じて学校栄養職員を置く。

第23条中第10号を第11号とし，第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 学習指導員

第30条中「特別支援学校」を「中学校に在学する学齢生徒及び特別支援学校」に改める。

第33条中「特別支援学校」を「中学校及び特別支援学校」に改める。

第 6 号様式中「鹿児島県立鹿児島（盲・聾・養護）学校長」を「鹿児島県立（学校名）長」に改める。

附 則

この規則は，平成27年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 2 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

薩摩川内市	吉川小学校	を
薩摩郡さつま町	泊野小学校 柗野小学校	

」

「

薩摩郡さつま町	泊野小学校 柗野小学校	に，
---------	----------------	----

」

「伊唐小学校 本浦小学校」を「伊唐小学校」に，

「

志布志市	四浦小学校	を
西之表市	国上小学校	
	伊関小学校	
	安納小学校	
	現和小学校	
古田小学校		

」

「

西之表市	国上小学校	に，
	伊関小学校	
	安納小学校	
	現和小学校	
	古田小学校	

」

「安城小学校
立山小学校 を「安城小学校
立山小学校」に改める。
鴻峰小学校」
別表第 3 中

「

南さつま市	久木野小学校
南九州市	松ヶ浦小学校

」を
「

南九州市	松ヶ浦小学校
------	--------

」に、

「浜田小学校
大黒小学校」を「大黒小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 9 号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第 1 条の規定により、平成27年 4 月 12 日執行の鹿児島県議会議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間は、次のとおりである。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成27年 4 月 2 日。ただし、年齢については同月 12 日
- 2 登録を行う日
平成27年 4 月 2 日
- 3 縦覧に供する期間
平成27年 4 月 3 日

鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第10項において準用する同条第 5 項の規定により、平成27年 4 月 12 日執行の鹿児島県議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月 3 日からと定めた。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第28号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A 猪木 5 9 A U	株式会社平和	5P0027
ぱちんこ遊技機	C R あしたのジョー H W A	サミー株式会社	5P0060
ぱちんこ遊技機	C R 聖戦士ダンバイン E W N B	サミー株式会社	5P0088